

増上寺徳川家霊廟の風景（８）

文昭院の灯籠配置について(中)

今回はいよいよ勅額門前の石灯籠群の配置についての考察に入る。増上寺の石灯籠に関しては、『増上寺文昭院殿御霊屋前銅燈籠并石燈籠建場之繪圖』（以下『文昭院建場図』）が展示公開された港区郷土資料館特別展の図録の中で慶応大学の石神裕之先生が「芝増上寺徳川家霊廟の奉献石灯籠－研究可能性の整理として」という論考を寄せられ将軍家石灯籠研究の意義を評価される共に、問題点の整理をされた。

この稿を起こすに当たって改めて論考を読み返し、指摘された論点の延長線上に幾つかの報告と議論を積み上げていく事ができればと考えてみた。幸い寛永寺系統の石灯籠に関する資料が100基程度有り、それを整理しながら一つの流れを作ってみたが、やり出してみると結構重い作業となり、只でさえ判りにくさを増しているこの稿を更に堅苦しく読みづらい物にしてしまうことに気付いた。

そこで、将軍家灯籠の編年に関わる部分は補論として別途仕上げることにして、文昭院勅額門前の石灯籠の風景を気軽に読み解いて見ることにした。



写真1 文昭院勅額門前から有章院霊廟側を望む



写真2 同位置の明治初期の写真(『鹿鳴館秘蔵写真帖』より)



図1 『三縁山広度院増上寺繪圖』部分図（三康文化研究所複製） 写真3 米軍の航空写真部分図



ここでもまず1枚の写真から見て行くことにしたい。写真1は文昭院勅額門前から有章院勅額門の方を写したものである。写真2は『鹿鳴館秘蔵写真帖』から同じ位置を写した物を取り上げてみた。写真2の右奥に写真1には見られない仕切門が有るのが判る。右奥隅に見える石灯籠群は有章院殿に奉献された物で有る。

図1は江戸末写しとされる『三縁山広度院増上寺繪圖』（三康文化研究所附属三康図書館蔵）の複製図から部分を取りだした物だが、文昭院側、有章院側にそれぞれ仕切の門が有ったことが判る。

冒頭から門の話とは何かと思われるかも知れないが、実は写真1は明治の彩色絵葉書、写真2は幕末、明治初期の写真。そしてこれからお話ししようとするのは有章院御霊屋が営まれる前の文昭院の灯籠配置の話である。

文昭院御霊屋が営まれた時には、写真2の仕切門の前にも灯籠が配置されて居たのである。有章院御霊屋が出来て以降、何時の時代かは不明だが仕切門が設けられ、当然にも石灯籠は配置換えされた。図1を見れば判る様に文昭院と有章院御霊屋の間に文昭院徳川家宣の正室の天英院の御霊屋が営まれる。天英院が亡くなるのは寛保元年(1741年)だが、それ以前に作られた『増上寺絵図』にも仕切門は描かれており、(『増上寺旧境内地区歴史的建造物等調査報告書』)有章院御霊屋が営まれた時に合わせて仕切門が設営されたと考えて良いと思われる。

従って私達が写真で見ている文昭院石灯籠群の姿は、創建当時の配置とは違っていることを、先ず記憶に留めて頂きたい。写真2の仕切門左右の灯籠の列を見ると、5ないし6列重なるように並んでいるのが判る。

写真3の米軍の航空写真の拡大図でも6基の灯籠が並んでいるのが見て取れる。『文昭院建場図』では、右側の灯籠群は3列に並べられているので、仕切門の設営に合わせて門の側に向けて灯籠が並べ替えられて居たことが判る。

ところで灯籠の配置である。庭の置物としての灯籠ならば増改築に合わせて配置を変えても何も問題は起こらない。しかし徳川家霊廟に奉献された灯籠の配置はそのまま奉献した大名の格式に関わるのだから簡単な移動では済まなかった筈である。

では勅額門前の灯籠配置

奉獻 石燈籠 一基
 武州 増上寺
 文昭院殿 尊前
 正徳二年壬辰十月十四日
 下野國大田原城主
 從五位下 飛彈守藤原姓大田原扶清

奉獻 石燈籠 兩基
 武州 増上寺
 文昭院殿 尊前
 正徳二年 年十月十四日
 從五位下 甲斐守藤原姓鍋嶋氏直稱

は奉獻大名のどの様な格式を表現していたのであろうか？

今2つの石燈籠の銘を示してみる。左は埼玉県川越市の長福寺にある灯籠。下野大田原藩 11,400 石の城主大田原飛騨守扶清が奉獻した灯籠の銘である。右は東京都東村山市にある国宝正福寺地蔵堂前にある肥前蓮池藩 52,600 石の藩主鍋嶋甲斐守直稱の灯籠である。

図2を見て頂きたい、これは『文昭院建場図』から筆者の責任で翻刻した物で、上が勅額門前の燈籠配置図。下が部分拡大図である。図中の丸数字は灯籠の位置を示す物で、数字は後に紹介する一覧表の中の番号を示している。

ここで大田原飛騨守扶清は二天門に入って左側直ぐの位置。鍋嶋甲斐守直稱の位置は左上で勅額門に近い位置だが2列目で、土井甲斐守と本多遠江守の後ろになる。この位置の差をどのように読めば良いのだろうか？

その問題を読み解いていく前に、私達は銘文の問題をもう少し考えてみたい。かつて私は『増上寺石燈籠群の考察』の中で、銘文の基本の形を次の様に示し、石神裕之氏も前掲

の論考の中で拙論を踏襲されているが、私は銘の基本形は下のように改めた方が良いと思う。何故か？

灯籠の銘がこの基本形に収斂する経過については補論において詳述するが、「城主」というのは大名にとっては極めて大きな意味を持つ格式で、武鑑も城主の場合には「居城」と書き城主でない大名は「居処」と表記する。

城と陣屋の違いについて小川恭一氏は『江戸城のトイレ、将軍のおまる』の中で次の様に解説している。

奉獻 石燈籠 □基
 武州 増上寺
 □□□ 院殿 尊前
 年月日
 從五位下 姓氏名

奉獻 石燈籠 □基
 武州 増上寺
 □□□ 院殿 尊前
 年月日
 □□□ 城主
 官位 姓氏名

城郭と陣屋の構造上の相違はどこにあるのでしょうか。双方ともに有するものは堀です。享保二年(1717)の『武家諸法度』には、「城主は石塁・石壁の壊れたときは奉行所に達し、その差図を受ける。櫓・堀・門以下は(届許可の上)先規のごとく補修してよい」とあり、堀と櫓が城郭と陣屋を分かちつものだということがわかります。つまり石垣の上に堀と櫓があればそれは城、なければまず陣屋といっているのです。

大名の格式に関して小川氏は多くの論考を残しており、私達もその業績に多くの部分を

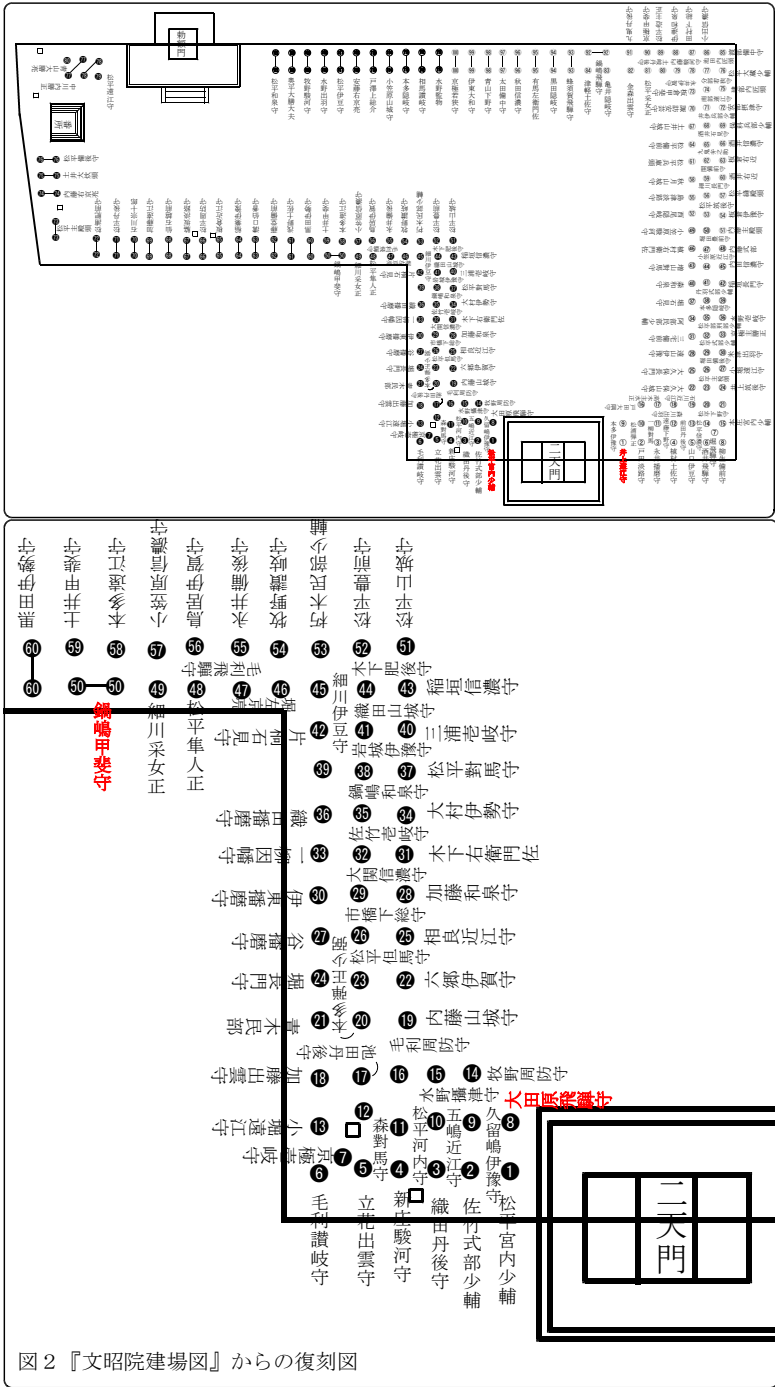


図2『文昭院建場図』からの復刻図

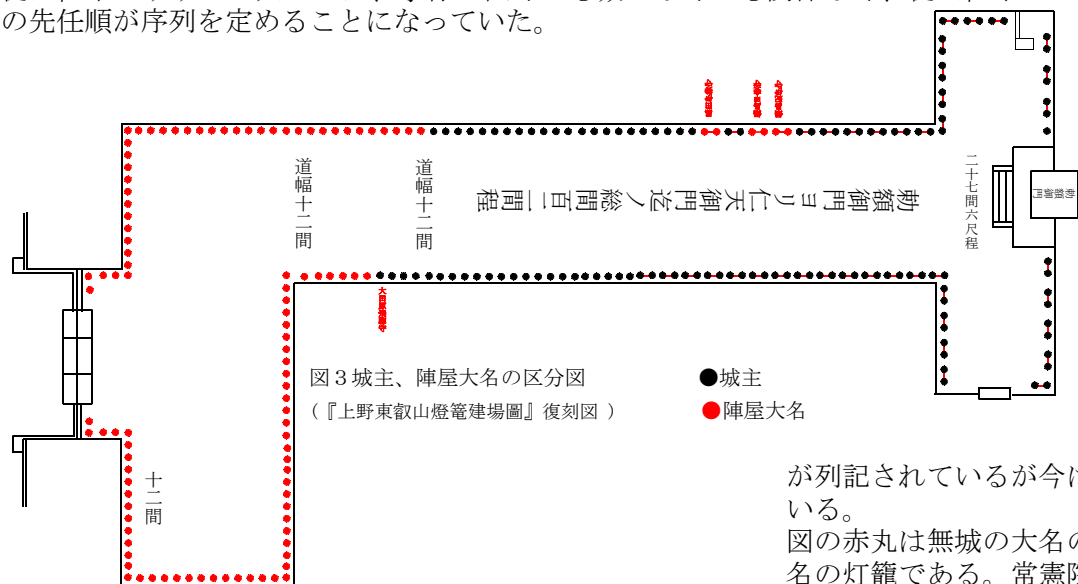
負いながら説明を続けて行きたい。

小川氏の説明にあるように「塀と櫓が城郭と陣屋を分かちもの」であれば、それは既に時代が城本来の防御力の違いと言った物理的な評価の基準から、塀と櫓に象徴される格式の問題に移ってきたことを意味している。

大名にとって無城の大名であるか城主であるかは格式の上で大きな違いを持っていた。従って□□城主を基本形の中に入れるのは、本来城主であれば、その象徴として刻み込むことの出来る格式だったからである。播磨竜野藩主の脇坂淡路守安清の様に城主でありながら記銘しない大名も居るがこれは例外で、ほぼ全ての大名が城主と書いている。つまり□□城主と書かないのは意図的に書かないか、その格式が無いから書けないので、無いものを元に基本形というのはやはりおかしいと思うべきであった。勿論この城主、無城の大名の違いが灯籠配置の中でも大きな意味を持ってくる。

城主と無城の大名との格差を小川氏の論考から見て行きたい。『江戸幕藩大名家事典下巻』の解説の中で、「城主大名の特権」として次の様に書いている。

城主と無城の大名にはいろいろな格差があるが、五位の大名にとって一番強く影響するのは、将軍家への拝謁時に、城主は無城に優先することであろう。柳間とか帝鑑間のように城主も無城も入りまじる席では、拝謁順は、まず城主の家が禄高順に順序を定め、同禄高の場合は家督の早い順とし、つづいて無城の高順と決められている。(略)しかしこの城と無城の格差は、従四位下より上の官位には関係がなくなる。官位が従四位下から、のちに侍従まですすむ「官位特格家」の48家と、幕府重職を退任した人々、老年50～60歳で従四位下にすすんだ人々では、家禄が低くても城がなくても関係なく、従四位下とか侍従などの官位官職への先任順が序列を定めることになっていた。



それでは実際の灯籠配置の中で城の有無がどの様に反映されているかを見てみよう。

図3は東京国立博物館所蔵の『上野東叡山燈籠建場圖』の勅額門前の石灯籠の配置を、筆者の責任で翻刻した物で有る。

実際には奉獻大名名

が列記されているが今は説明の為に省略している。

図の赤丸は無城の大名の灯籠、黒色は城主大名の灯籠である。常憲院御霊屋では二天門から勅額門まで灯籠は一列に並べられ、この陣屋大名と城主との関係が明瞭に見て取れる。陣屋大名の灯籠は二天門の左右からほぼ領知高の順に並べられ、その後城主をやはり領知高の順に並べていくがその途中に

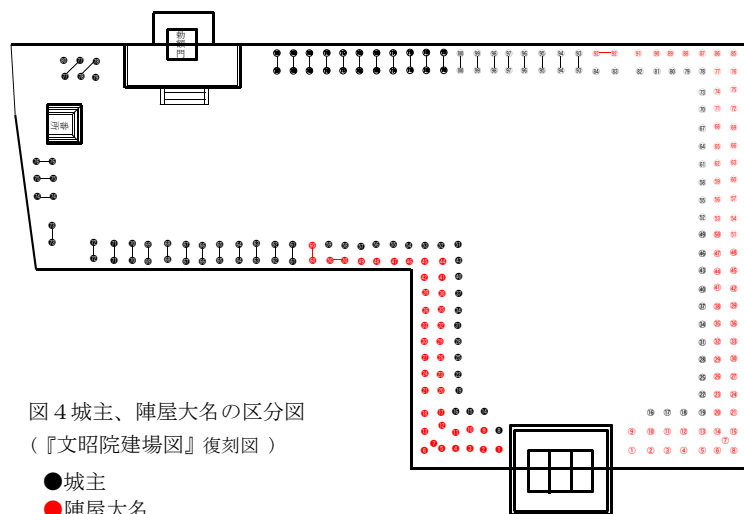
筑前東蓮寺藩(50,000石) 黒田伊勢守長清
肥前蓮池藩(52,625石) 鍋嶋甲斐守直稱
肥前小城藩(70,000石) 鍋嶋紀伊守元武
を夾んでいる。

下野大田原藩(11,400石) 大田原飛騨守扶清
の灯籠は図3の下の方、陣屋大名の摂津三田藩 36,000石 九鬼丹後守隆抵の灯籠の次に配置されて居る。

一方文昭院廟の内庭は常憲院廟より狭いので、灯籠は二重三重に配置されることになる。

図4は図2の燈籠配置を城主、陣屋大名によって区分した物で有る。図3と同じく赤色が陣屋大名で黒色が城主である。

図4 城主、陣屋大名の区分図
(『文昭院建場図』復刻図)



ここでは二天門左右一番奥隅から陣屋大名を領知高の順に並べ、残りをやはり二天門側から2列目に並べ最後に鍋嶋二家、黒田家を配置する。3列目は二天門左右から城主が配置される。常憲院廟では別扱いされた3大名も文昭院廟では格式通りの位置に配置されたと言えよう。

『江戸城のトイレ、将軍のおまる』からこの辺りの関係を記した部分を引いておく。

「大田原家と遠山家は中世以来の所領を守りとした数少ない大名です。それもあつての「城主」でありまし

よう。これにたいし、肥前佐賀の鍋島家の分家二家（肥前小城七万三千二百石、肥前蓮池五万二千六百石）（略）は、三万石以上であっても（もっとも本家の表高の減らない分知大名ですが）陣屋大名であり、将軍御目見をはじめとする儀礼の席では大田原家、遠山家より序列が劣ります。」

筑前東蓮寺藩の黒田伊勢守長清も分知大名だが、嗣子が福岡の本藩を継ぎ長清没後所領は福岡藩に還付される。

今度は2枚の灯籠配置図を大名の控えの間の別に塗り分けてみよう。

● 菊間掾類
● 雁間
● 柳間
● 帝鑑間
である。

細かいことは別にして、常憲院廟では二天門の左右に菊間掾類を詰席にする大名が並んでいるのが判る。図6

図5 江戸城内控間による区分図
（『上野東叡山燈籠建場圖』復刻図）

の文昭院廟では二天門内側右に菊間掾類を詰席にする大名の奉獻灯籠が並んでいる。

さて詰席である。控えの間、殿中席とも言うが、実は大名の格式と殿中席については沢山の議論が積み重ねられてきた。今、二木謙一氏の『江戸幕府将軍拝謁儀礼と大名の格式』から問題点の要領の良い要約を紹介してみる。

江戸時代における大名・幕臣らの身分序列については、古くから将軍との親疎関係や、官位・石高、城郭の有無等によって家格を表わし、また江戸城出仕の際の詰所とされた大廊下・溜間・大広間・柳間・帝鑑間・雁間等の座席によって上下の区別がなされていたことなどが説かれてきた。

そうした大名の身分序列・家格の成立期に関しては、上野(松平)秀治氏が、官位制の観点から大名家格の固定化を四代家綱の寛文・延宝期と把握された。また松尾美恵子氏は、大名家格表現の中からとくに殿席(江戸城における大名の座班)をとりあげ、幕府の座班制は、家綱期の万治二年(一六五九)九月に、まず幕府諸役人を対象とした規定が出され、吉宗期の延享元年(一七四四)六月に至り、はじめて一般大名の座席をも含

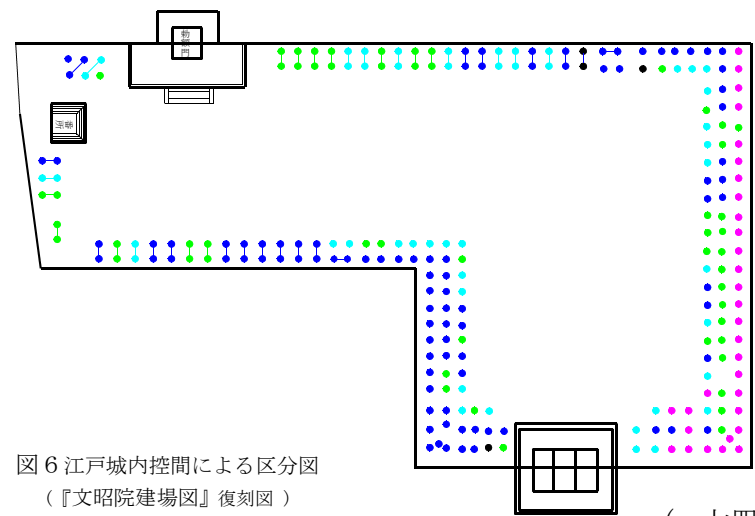


図6 江戸城内控間による区分図
（『文昭院建場図』復刻図）

む座制が定められたことを指摘した。そして大名の座席のうち、大廊下は将軍家ゆかりの大名家の特別待遇の席(休息所)、溜間は臣下に与えられた最高の座席、大広間は家門・外様の四品以上の座席、帝鑑間は古来譜代、柳間は五位の外様の座席といった性格づけができ、この殿席は他の家格表現(将軍との親疎・領知の規模・石高・城郭の有無・官位)とは互いに関連し合っ、大名家格制を成り立たしめていたと結論づけられた。

城と陣屋の違いで見たように、櫓と塀の有無は城の防御力の問題を超えて、大名の格式の問題となる。同じように、江戸城内での拝謁儀礼、月次の江戸城登城時の控えの間が大名間の序列を示す一つの大きな尺度となった。勿論、松尾美恵子氏が『大名の殿席と家格』の中で

このような他の家格表現との相互作用は大名殿席の大きな特色と考えられるが、さらに、本文中で指摘した上下関係の曖昧さ、つまり殿席の別だけでは大名の身分序列を明確に規定できず、「諸席打込」の場合は石高や家督順(同石高の場合)の方が優先されたこと、大名にとって殿席は、詰めの間もしくは控えの間であり、必ずしも厳密な意味での”席次”ではなかったことなども、秋田藩等の座格制とは異なる幕府の大名座班制の特徴としてとらえることができよう。

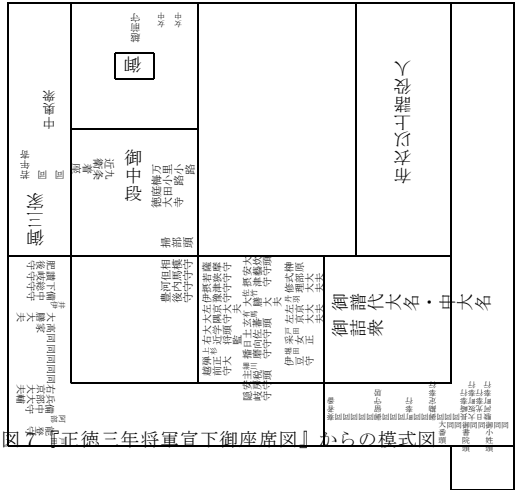
と指摘された部分を考える時、殿中席だけを大名席次の基準として考える事は出来ない。また常憲院廟、文昭院廟の灯籠配置に微妙な揺らぎが有ることを考えれば、灯籠配置は享保期に集約されていく殿中席次の

一つの過程を反映した物と捉えた方が良いのかも知れない。この揺らぎの部分を「帝・雁の優劣」として前掲『江戸幕藩大名家事典』下巻の中で小川氏は次の様に指摘している。

綱吉・家宣の時代には柳沢・間部を取り立て重用し、幕初政治を担当して大名となった子孫を重用するなど、帝鑑間より雁間を優遇したことがわかる。さらに言えば、幕初から家綱までは、覇権を取るまで軍団の長であった本多・小笠原・榊原は、政治から遠ざかり、井上正就・土井利勝・酒井忠勝・青山・両阿部・稲葉・堀田と帝鑑間大名になかった政策能力者が抬頭して、これら新興政策能力者が、わずかに残った譜代門閥を圧していたともいえる。しかし吉宗の代には譜代優遇を徹底させ、以前帝鑑間で中ごろは雁間にあった家も再び帝鑑間定席に戻し、譜代が新参を圧倒し、帝鑑優位に変わって居る。

深井雅海氏の『江戸城をよむ』の中に『正徳三年將軍宣下御座席図』(名古屋市蓬左文庫所蔵)が紹介されているが、これは徳川家継の將軍宣下時の諸大名の席次を示した物だから、ほぼ常憲院廟、文昭院廟の時代の大名の格式を反映している物と思われる。深井の解説を紹介する為に模式図を作成して掲載しておく。

家継の將軍宣下は、正徳三(一七一三)年四月二日に行われた。吉宗の場合と比較すると、座席などに相違があることがわかる。まず、家継が幼年(数え年五歳)のため、上段にすわる家継(「御」)の背後には側用人間部越前守をはじめ女中達がひかえ、西側には近衛前摂政・九条左大將が着座している。勅使(徳大寺・庭田)、仙洞使(梅小路)、新女院使(万里小路)中段西側、大老井伊掃部頭は中段東、老中四名(土屋相模守・秋元但馬守、井上河内守・阿部豊後守)は下段東側にすわっている。そして、御三家・若年寄は中段西の縁側、溜間詰大名・高家などは下段西の縁側、また二之間には国持大名など、三之間には譜代大名(殿中席が帝鑑之間席の大名のこと)・中大名(殿中席が柳之間席の大名のこと)・詰衆(殿中席が雁之間席の大名のこと)、その縁側と四之間には諸役人がそれぞれ着座している。



菊間掾類の大名は詰衆並と言われる半役人であるから、この席の中では奏者番を初めとする諸役人の席となる。御玄関に近い縁側に大番頭を初め諸役人が列座する。

私は『上野東叡山燈籠建場圖』を始めて見た時に、二天門口の直近にはどんな大名が配置されて居るのだろうと考えた事がある。共通点と言えば左右二人ずつが大番頭を勤めている大名であった。

左側
森川出羽守俊胤(下総生実藩 10,000 石、菊間掾類)
屋代越中守忠位(安房北条藩 10,000 石、菊間掾類)

右側
高木主水正正陳(河内丹南藩 10,000 石、菊間掾類)
片桐主膳正貞房(大和小泉藩 11,129 石、柳間)

である。大番頭は役職通り靈廟においても門の入口を固める場に灯籠を置くことを許されていたのであろうか？但し、文昭院廟では、大番頭に大名が就いておらずこの関係は成立しない。

改めて 2 枚の灯籠配置図を眺めて見れば、菊間掾類の大名が無城の大名であることも含めて、常憲院廟では一番入口に近い側、文昭院廟では勅額門に遠い右側最後列に位置しているのが判る。これに対して表大名と呼ばれる帝鑑間、柳間の大名、つまり定例日と儀式のみにお玄関から登城する大名に混じって、詰衆と呼ばれ平日も登城する半役人の大名で中之口を登城口とする雁間の大名が領知高の順に並んでいるのがわかる。

文昭院廟で菊間掾類の大名の排列の一部に乱れが見える。

森川出羽守俊胤(下総生実藩 10,000 石、菊間掾類 奏者番)
高木主水正正陳(河内丹南藩 10,000 石、菊間掾類 奏者番寺社奉行)
大久保山城守常春(近江国内 15,000 石、菊間掾類 正徳元年 側衆、正徳 3 年 若年寄)
遠藤下野守胤親(近江三上藩 10,000 石、菊間掾類 江戸城馬場先門・和田倉門・一橋門守衛)

いずれも幕府の役職を勤めている者だと判る。気になる二天門左右の大名だが『寛政重修諸家譜』より文昭院との関係から経歴を拾えば

左側 松平宮内少輔忠尚(桑折藩 20,000 石 奏者番)
宝永二年正月十一日奏者番
三年十一月二十六日より西城に勤仕
六年十一月二日本城のつとめとなる。

右側 井上遠江守正長(常陸下妻藩 10,000 石)
元禄十一年十一月四日文昭院殿に附属せられ、家老となる。
宝永元年十二月五日西城にうつらせたまふのときしたがひたてまつり、御家人に復し、西城の御側となる。
正徳二年十二月二十五日文昭院殿の御遺命により、二千石を加賜せられ(略)すべて一萬石を領し、常陸國下妻に居所をいとむ。

五年二月十八日奏者番となり、寺社奉行をかぬ。

何れも文昭院徳川家宣が綱吉の後継者として西丸に移った時から、家宣に附属させられそのまま將軍の御側近くに使えた家臣の一人だと判る。

但しこれ以上個々の大名の経歴を辿りながら灯籠配置を云々することは深読み過ぎるだろう。私達は、常憲院、文昭院の灯籠配置図から読み取れる物を示すことが出来ればそれで充分である。灯籠配置図が葬送儀礼という形としてではあれ、江戸城内の大名格式を示す一つの有力な資料になるのではないかということ

を提示出来れば良いと考えて居る。大名格式に関わる詳細な検討は専門の研究者の手に委ねるべきであろう。

そろそろ紙数も尽きる。勅額門を超えて石灯籠から銅灯籠へ格上がりして行く大名の姿や、勅額門内の銅灯籠の配置についての考察、石燈籠の奉獻大名データは次回に譲りたいと思う。

最後に、一つの貴重なデータを示したい。

実は石神先生の論文を読んでいて、ふっと思い当たる1枚の絵が有った。まるでしまい忘れた1枚のパズルがふと思ひもしない落ち着いた場所を見つけた時の様に、私の心に納まるものがあつた。一枚の絵とは、東京都の中央図書館の所蔵する木子文庫の中にある[木 010-3-03] 徳川家霊廟（上野）常慶院霊廟灯籠絵図である。常慶院と有るが実は常憲院徳川綱吉公の事である。

問題の箇所は次の石神論文の一文である。

さらに常憲院でひな形として示された厳有院廟の寸法は、延宝八(1680)年の十一月の記事に認められ「一、廿四に、厳有院様御廟前江被獻候石燈籠ノ書付、御老中大久保加賀守殿 被相出、一、石燈籠 二基 一、地盤石、高サ地ヨリ七寸、指渡四尺六寸、一、地盤石 上端ヨリ宝珠迄九尺一丈八寸八分」と、献上された石燈籠の高さを合わせるために、燈籠のみならず地盤石の高さまで七寸(約二十一センチメートル)と指定する念のいれようを見せている。

この『相馬藩世紀』からの引用の記事にある寸法は正に『常慶(憲)院霊廟灯籠絵図』が示している寸法そのものではないか。木子文庫には他に[木 010-3-02] 徳川家霊廟(上野)常慶院霊廟灯籠絵図が収められており、内容はほぼ同じである。今、図8にそのスケッチを記したが、灯籠の寸法に関する記述は引用の文のそ

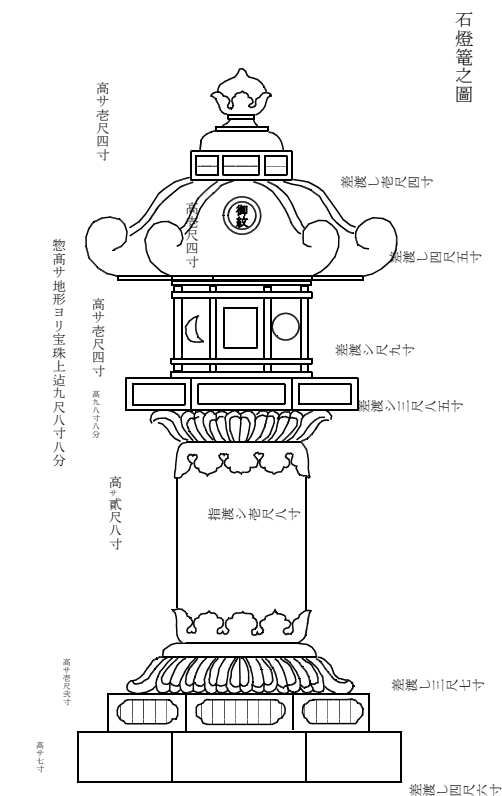
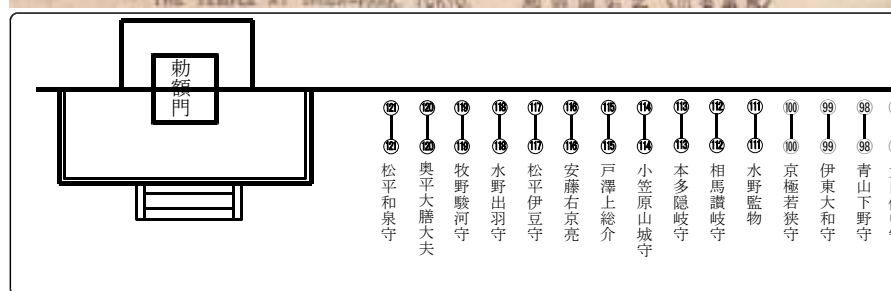


図8『常慶(憲)院霊廟灯籠絵図』よりの複製図



ものである。私は当初、この図面は甲良家が徳川家霊廟の現況を把握させる為に用意した現況図の1枚と考えて居た。しかし、同じような絵が2枚も収蔵されていることと、寸法の指図の合致から、此こそが各大名に送られた寸法の指図書と考えるようになった。木子文庫の所蔵の絵図が写本であるか否かは別として、同じ図面の写しが大名家に送られていたことは『相馬藩世紀』の記述、それにかつて『東村山市史研究』の中で紹介した松浦肥前守への老中御内書によっても明らかである。

最後に、文昭院勅額門前を写した彩色絵葉書と『文昭院建場図』から灯籠配置と奉獻大名名を示しておく。

対照することで、写真だけでは見えない物が自ずから見えてくる。増上寺の風景を読み解いていく醍醐味である。